

専決処分した事件の承認について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成26年6月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年3月31日

霧島市長 前田 終止

霧島市条例第32号
平成26年3月31日

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する

霧島市長



霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に、「6分の5」を「3分の2」に改める。

附則第10項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の霧島市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第10項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。